

## 第131号議案

### 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第18号）

目次	資料 ページ	予算書 ページ
<b>4款2項2目  ごみ処理費</b>		
《繰越明許費補正》		
・ 新東工場建設環境影響評価費 . . .	1	5、68 ~ 69
・ 新東工場整備運営事業アドバイザー委託費 . . .	2	5、70 ~ 71
・ <b>参考</b> 環境影響評価・新東工場整備運営の進捗状況について . . .	3	-

環境部

令和3年11月



【繰越明許費補正】

4 衛生費 2 清掃費 2 ごみ処理費 (予算説明書 5、68～69 ページ)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
新東工場建設環境影響評価費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
予算現額	42,545	14,099	-	-	-	-	28,446
支出予定額	21,450	7,068	-	-	-	-	14,382
繰越明許額	21,095	7,031	-	-	-	-	14,064

※循環型社会形成推進交付金 交付率 1/3

1 繰越事由

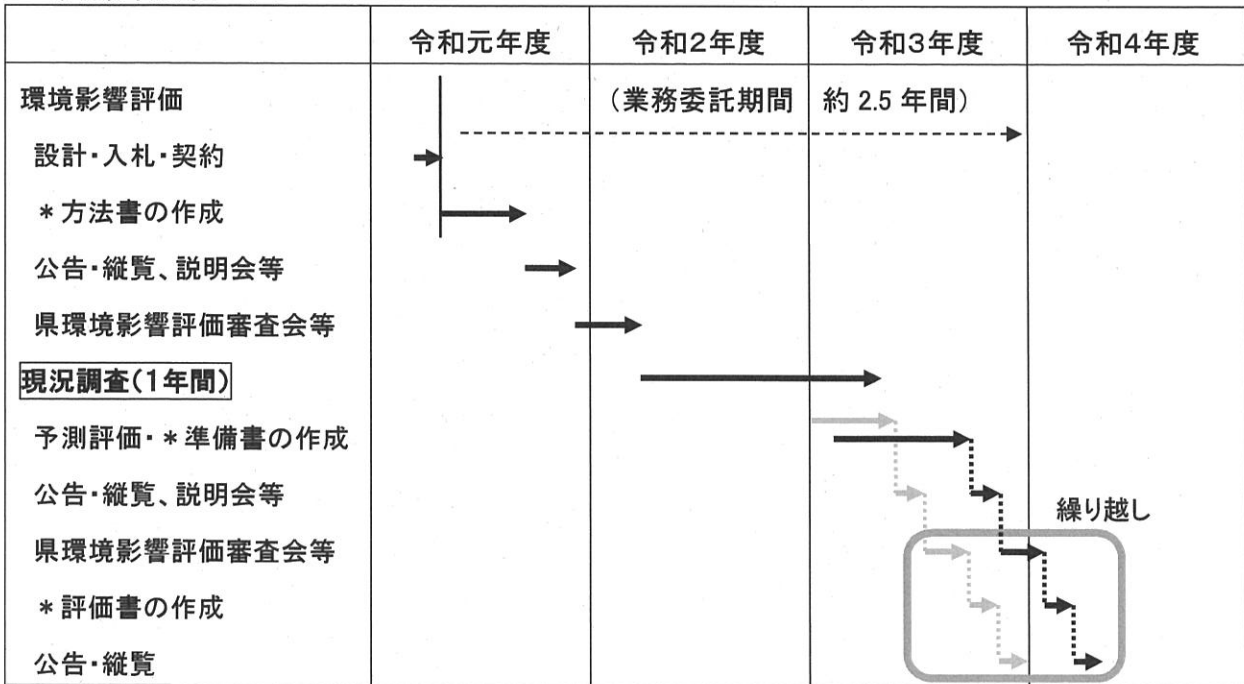
新型コロナウイルス感染症の影響により、環境影響評価委託が年度内に完了しない見込みであるため。

2 経緯

新東工場建設は、長崎県環境影響評価条例の対象事業に該当し、同条例に定められた手続きに従い、令和元年度から環境影響評価(環境アセスメント)を実施している。

この環境影響評価の実施において、令和2年度中に完了予定であった現況調査が、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う移動制限等の影響により、令和2年度の春季に予定の調査ができず、令和3年度に延期した。これに伴い、令和3年度内の完了に向けて、現況調査と準備書作成を並行して進めるなど履行期間の短縮に努めたが、四季を通じた現況調査の結果を基に予測評価を行う作業に一定期間を要し、令和3年度下期に予定している県環境影響評価審査会等、評価書の作成及び公告・縦覧が年度内に完了できないため、実施に要する経費を翌年度に繰り越すもの。

3 環境影響評価スケジュール



\* 方法書・・・環境影響評価を実施していくための手順を示したもの

\* 準備書・・・調査、予測、評価を行い、これらの結果を取りまとめたもの

\* 評価書・・・準備書に対する住民等の意見に配慮し、検討を加えたもの

【繰越明許費補正】

4 衛生費 2 清掃費 2 ごみ処理費 (予算説明書 5、70～71 ページ)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
新東工場整備 備運営事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
予算現額	24,008	7,700	-	-	-	-	16,308
アドバイザー 一委託費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
支出予定額	19,058	6,050	-	-	-	-	13,008
繰越明許額	4,950	1,650	-	-	-	-	3,300

※循環型社会形成推進交付金 交付率 1/3

1 繰越事由

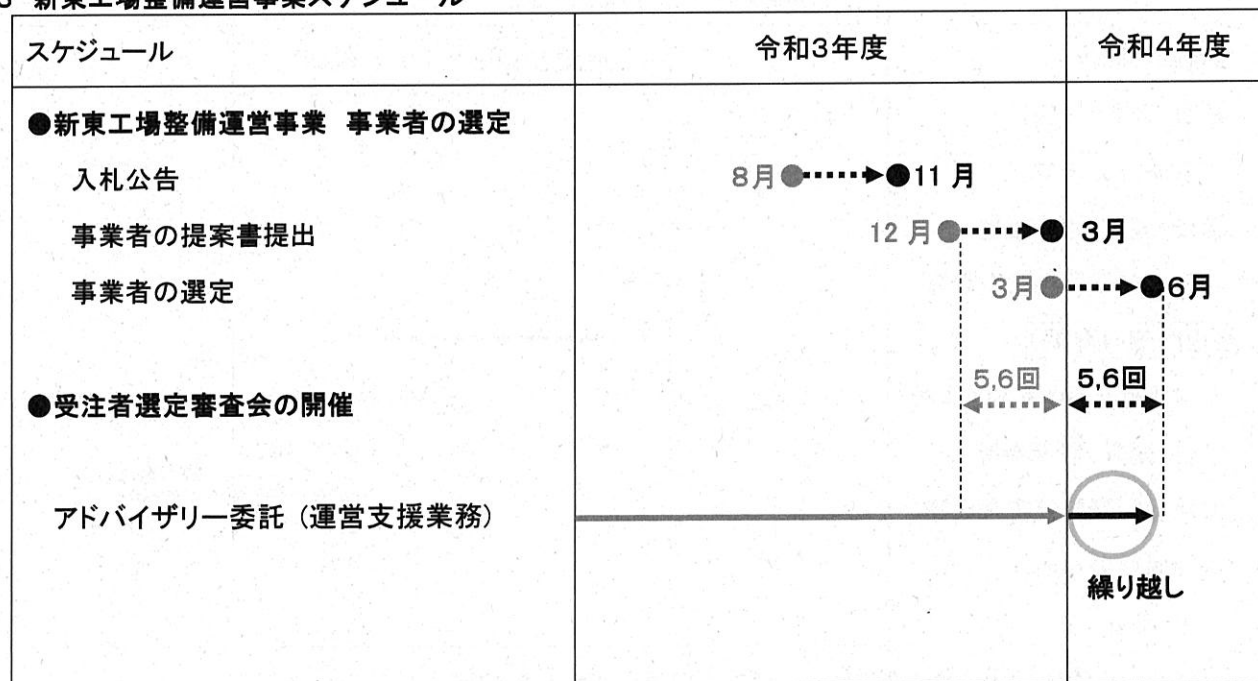
受注者選定スケジュールを見直したことにより、新東工場整備運営事業アドバイザー一委託が年度内に完了しない見込みであるため。

2 経緯

新東工場整備運営事業を DBO 方式で実施するにあたり、事業者の選定から契約の締結に係る一連の業務についてノウハウをもつ民間事業者(アドバイザー)から専門的かつ総合的な支援を受けるため、アドバイザー一委託契約している。

このうち、受注者選定審査会の運営支援に係るアドバイザー一委託において、当初は令和3年度内に6回の受注者選定審査会を行い、事業者候補を選定する予定であったが、環境影響評価業務の延期に伴い、事業者選定スケジュールについても見直しを行い、受注者選定審査会の後半2回を翌年度に行うよう変更するため、経費を繰り越すもの。

3 新東工場整備運営事業スケジュール



## 環境影響評価・新東工場整備運営事業の進捗状況について

### 1 環境影響評価

長崎県環境影響評価条例に基づき、これまで行った調査・予測・評価の結果を取りまとめた準備書の作成を終えて、現在、公告・縦覧を行っている。今後は、この準備書の説明会を行い、準備書に対する意見聴取期間内に意見が出された場合は、意見概要及び事業者(市)の見解を記載した書類を長崎県に提出する。その後、県からは長崎県環境影響評価審査会等を踏まえ知事意見が送付され、評価書を作成する。

#### 【事業の経過と予定】

[経過]	(1) 現況調査	令和2年 6月～(1年間)	
	(2) 地域住民向け中間報告会	令和3年 7月17日、18日	
	(3) 準備書の公告・縦覧期間	令和3年11月25日～令和3年12月24日	(縦覧場所：長崎市役所環境整備課、東長崎地域センター)
	(4) 準備書に対する意見聴取期間	令和3年11月25日～令和4年 1月 7日	
[予定]	(5) // の説明会	令和3年12月11日、12日	
	(6) 意見概要等を県に送付	令和4年 1月中旬	
	(7) 県環境影響評価審査会		} 約5～6か月間
	(8) 知事の意見等の受理	(意見概要等送付後120日以内)	
	(9) 評価書作成		
	(10) 評価書の公告・縦覧期間(1か月間)		

※別添「新東工場建設事業に係る環境影響評価準備書のあらまし」参照

### 2 新東工場整備運営事業

長崎市新東工場整備運営事業受注者選定審査会を設置し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に準じて、実施方針の策定・公表、特定事業の選定を行い、現在、総合評価一般競争入札による入札公告を行っている。

今後、提出される入札提出書類を審査のうえ、審査会において落札候補者を選定し、市が落札者を決定する。その後、基本協定の締結等を行い市議会での議決を得て、令和8年4月の供用開始に向けて施設の整備を進めていく。

#### 【事業の経過と予定】

[経過]	(1) 債務負担行為の設定	令和3年6月議会
	(2) 実施方針の公表	令和3年9月24日
	(3) 要求水準書(案)の公表	令和3年10月1日
	(4) 特定事業の選定の公表	令和3年11月8日
[予定]	(5) 入札公告	令和3年11月10日
	(6) 入札提出書類の提出	令和4年3月25日
	(7) 落札者の決定	令和4年6月
	(8) 基本協定の締結	令和4年6月
	(9) 事業契約の締結(仮契約)	令和4年7月
	(10) 事業契約の締結(本契約)	令和4年9月議会
	(11) 施設整備の完了	令和8年3月31日
	(12) 供用開始(運営開始)	令和8年4月1日
	(13) 契約終了	令和28年3月31日